

喜多方市ふるさと納税業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

ふるさと納税に係る業務は、寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注・配送管理、寄附金受領証明書の発送及びプロモーションなど多岐にわたる業務を民間事業者へ委託しそのノウハウを活用することにより、事務の効率化を図るとともに、本市の更なるPR、地場産業の振興及び地域活性化につなげる取組である。ついては、業務を委託する候補事業者の選定にあたっては、当該業務の実施効果の最大化を目指す必要があることから、この要領の定めるところにより、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 件名

喜多方市ふるさと納税業務委託

(2) 業務内容

- ① ポータルサイトの管理運営業務
- ② 寄附管理システムの管理運営業務
- ③ 寄附金受領証明書等の発送に関する業務
- ④ 返礼品の発注及び配送管理等に関する業務
- ⑤ 問い合わせ対応に関する業務
- ⑥ 返礼品の提案等に関する業務
- ⑦ 寄附額を向上させる取組及びプロモーションに関する業務
- ⑧ 寄附金の募集に要する経費の管理に係る情報提供
- ⑨ その他

※ 詳細は「喜多方市ふるさと納税業務仕様書」を参照のこと。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、ふるさと納税の受付開始は令和6年7月1日（以下「受付開始日」という。）とする。

なお、契約締結日から受付開始日までは、本業務の開始に必要な事前の準備期間であり、その間に発生する費用等はすべて受注者の負担とする。

(4) 提案上限額

50,746,702円（消費税及び地方消費税を含む）※想定寄附額131,343,000円

※本件業務に係る一切の費用を含んだ価格提案とすることに留意すること。なお、当該サイト使用料、クレジットカード決済手数料、オンラインワンストップ使用料は含まない。また、寄附金額、寄附件数、返礼品配送件数、寄附金受領証明書発送件

数、ワンストップ特例申請（書面）受付件数については、別紙「寄附件数等見込」を参照のこと。なお、返礼品調達費については、想定寄附額に対する割合で計算することとし、想定寄附額30%以内かつ本件業務に係る返礼品調達費以外の費用を勘案し、提案者自ら決定すること。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度喜多方市工事等の請負有資格者名簿（役務の提供）に登録されていること。
- (3) 本市内に本店又は支店若しくは営業所等を有すものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、本市から競争入札参加者の指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (7) 役員等が喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。

4 スケジュール

- (1) 全体スケジュール（予定）

年度	令和5年度			令和6年度									令和7年度		
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
スケジュール	公告		受付		プレゼン契約		サイト公開準備			サイト公開・寄附受付					

- (2) プロポーザルに係るスケジュール

- ① 募集公告 令和6年3月22日（金）
- ② 質問書受付期限 令和6年3月29日（金）
- ③ 質問に対する回答公表 令和6年4月3日（水）（予定）
- ④ 参加申込書受付開始 令和6年4月5日（金）
- ⑤ 参加申込期限 令和6年4月16日（火）
- ⑥ 参加資格審査結果の通知 令和6年4月17日（水）（予定）

- ⑦ 提案書提出期限 令和6年5月21日（火）
- ⑧ プレゼンテーションの実施 令和6年5月22日（水）（予定）
- ⑨ 審査結果通知 令和6年5月23日（木）
- ⑩ 契約締結 令和6年5月23日（木）（予定）

5 参加表明・提案書提出

本件プロポーザルに参加しようとする者は、喜多方市ホームページより各様式をダウンロードし、以下により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 参加表明書（様式第1号） ② 企業概要書（様式第2号） ③ 類似業務実績調書（様式第3号） ④ 業務従事予定者実績調書（様式第4号） ⑤ 提案書（任意） ⑥ 価格提案書（様式第5号） | } | ①～⑥ 全ての参加希望者必須 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|

(2) 提出方法 正本 郵送または持参による。

副本 正本と同様または電子メールでの提出。

(3) 提出部数 正本1部、副本5部（郵送または持参の場合）

※ 本市において複写する必要があるため、副本のうち1部は製本しないこと。

(4) 提案書の作成要領

提案書は任意様式とするが、おおむね次に掲げる評価項目に沿って作成すること。
なお、公正な審査環境を担保するため、審査委員(当市職員)には提案者名を伏せてプレゼンテーションを実施するものとし、提案書の副本からは提案者(企業等)の称号や名称等、提案者の特定や推察が可能となる情報は削除または、黒塗りする等の加工を施すこと。

① 会社概要、請負実績における特記事項

様式第2号及び様式第3号に記載の事項以外の特記事項について記載すること。

② 本件業務における取組の詳細

本市の物産品及び観光地としての魅力(強み)を整理した上で、本件業務仕様書に記載している要件に沿って、具体的な取組内容を記載すること。その際、以下の事項は必ず記載すること。

ア 本業務に精通した担当者の配置や人員の確保等、適切に業務を行える体制となっているか。

イ 本市からの要請に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

ウ セキュリティ体制は整っているか。

エ 寄附者や実施したプロモーションの効果の分析ができる体制となっているか。

- オ 受注にあたり、返礼品提供事業者への説明が丁寧になされるか。
- カ 本市への請求方法は一括請求となっており、明細等が簡潔でわかりやすいものになっているか。
- キ 寄附者が配送状況を確認できるシステムがあるか。
- ク 返礼品の数量及び発送期日の管理は適切に行えるか。
- ケ 問い合わせに的確かつ迅速に対応できる体制はあるか。
- コ 視覚的訴求効果が高く、寄附意欲が湧く構成にできるか。
- サ 具体的かつ現実的な新規返礼品開発の戦略があるか。
- シ 寄附額向上の戦略に基づいたプロモーションが行えるか。
- ス 事業者を訪問するなどし、既存返礼品の磨き上げができるか。
- セ 当該業務に基づき適切に経費が積算されているか。
- ソ コストパフォーマンスに優れ、十分な効果が期待できる提案となっているか。
- タ 提案上限額の算出に用いている想定寄附金額の達成は最低要求水準であり、受付開始日から令和7年3月31日における寄附金額の目標値を設定の上、目標値を達成するために必要な取組を提案すること。

③ 自由提案

(5) その他の注意事項

- ① 目次及びページ数を付すこと。
- ② 30ページ程度とすること。

6 質問書の提出

実施要領及び仕様書に対する質問は、以下により行うものとする。

- (1) 様式 質問書（様式第6号）による。
- (2) 提出方法 電子メール（kikaku@city.kitakata.fukushima.jp あて）による。
- (3) 質問書受付期限 令和6年3月29日（金）
- (4) 質問書に対する回答 令和6年4月3日（水）を目途に電子メールにより返信するとともに、本市ホームページに掲載する。

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和6年5月22日（水）※予定
- (2) 時間 午前9時から午後5時までの間で本市が指定する時間（準備、撤去及び質疑応答の時間を含み45分程度とする。）
- (3) 場所 喜多方市役所第1会議室（3階）
- (4) 出席者
 - ① 本市：審査委員会委員 5名程度
 - ② 提案者：3名まで

(5) その他

- ① 事前に提出のされる書類以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めないものとする。ただし、プレゼンテーションにおいて動画を使用する場合は、予め申し出ることによって動画の再生を認めるものとする。
- ② 必要に応じマイク、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは本市で準備する。PC 及び電源ケーブルその他プレゼンテーションに必要なものは参加者が準備すること。
- ③ PC の机内のネットワークへの接続は許可しないので、素材等についてはスタンドアロンのPCに格納するなどの措置を講じておくこと。なお、Wi-Fiルーター等の通信端末の持ち込み、使用は認めるものとするが、通信環境を保証するものではないことに留意すること。
- ④ 審査委員(当市職員)には提案者名(企業名等)を伏せてプレゼンテーションを実施することから、企業名を特定できる発言はしないこと。また、服装(社章やネクストラップ等)及び当日持ち込むPC等の物品についても留意すること。

8 優先交渉権者の決定

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの内容の審査を経て、最も高い評価を獲得した者を優先交渉権者として決定する。
- (2) 優先交渉権者決定後、提案内容を基本として契約内容について協議の上、契約を締結する。
- (3) 審査結果については、参加者に通知するとともに、本市ホームページ上で公表する。この場合において、次点以降の者の順位は明確にしない。
- (4) 評価項目、評価事項及び配点の目安はおおむね次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
類似業務実績	類似業務実績調書の内容を評価 (受注自治体数及び寄附実績金額を評価)	5点
提案内容	提案書内容及びプレゼンテーションの内容を5の(4) の①～③の事項に即して評価	85点
価格	価格提案書の内容を評価 (寄附額に対する返礼品割合及びプロモーション費用 の配分を評価)	10点
計		100点

9 失格

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽があった場合

- (3) 正当な理由なく、プレゼンテーションに欠席した場合
- (4) 本件業務に係る契約締結までの間に参加資格を満たさないこととなった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為をした場合

10 その他

- (1) 本件プロポーザルへの参加・提案に要する一切の費用（提案書作成・提出に要する費用、プレゼンテーションの資料作成・出席に要する費用その他）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類（電子データを含む）は、返却しない。
- (3) 本市において、提出された書類は本件業務以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された書類は、喜多方市情報公開条例（平成18年喜多方市条例第12号）の規定に基づき原則開示することがある。
- (5) 本件プロポーザルへの参加・提案は、1者につき1件に限る。
- (6) 作成・提出する書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 書類提出先・問い合わせ先

喜多方市企画政策部企画調整課 佐藤

〒966-8601 喜多方市字御清水東7244番地2

T E L （0241）24-5209（直通）

e - m a i l : kikaku@city.kitakata.fukushima.jp